

<p>1. 開会 林部会長</p>	<p>おはようございます。 それでは、出席予定の委員の皆様全員ご出席ですので、ただ今より、「第3回専門部会」を開催します。 まず出欠状況について事務局から報告をお願いします。</p>
<p>池田指導官</p>	<p>本日は、専門部会委員9名の内、9名全員の方がご出席いただいておりますので、審議会令第6条第6項の規定に基づく、専門部会開催に必要な定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 部会長挨拶 林部会長</p>	<p>改めまして、おはようございます。 お忙しい中、8月2日に引き続きお集まりいただきましてありがとうございます。 前回まで個別協議を行っていただきましたが、結審には至っていません。継続審議となっています。 議事に入る前に、事務局より事務連絡等があれば説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>全国の答申状況についてですが、全国で審議されておりますし、専門部会での報告は何局かあるようですが、正式決定ということでご報告できるものはございません。 それから、本日の資料といたしまして、種村委員よりご要望のありました「長崎県における価格転嫁の状況について」、峯下委員よりご要望のありました「連合リビングウェイジ報告書」を資料として添付しておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
<p>3. 議題 (1) 長崎県最低賃金の改正について 林部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 ただいま説明がありましたように、お手元に参考資料が配られています。これに関して確認もしくは改めて質問などございませんでしょうか。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>「連合リビングウェイジ報告書」の資料をいただき、ありがとうございます。 前回の部会でお話したのは、15ページのアドバイザーによる講評</p>

<p>林部会長</p>	<p>に続く、埼玉県で試算された水準での資料を準備する必要ありということについて、立派な資料ではありますが、そもそも埼玉県の資料を全国展開しているのですか、というところが疑念として残っていますと申し上げました。以上です。</p> <p>はい。それから、本日の種村委員からの追加資料をご確認ください。それでは、継続審議に入りたいと思います。</p> <p>前回まで協議いただきました結果、労働者側委員からは、プラス81円との金額提示をいただきました。</p> <p>一方、使用者側委員からはプラス28円との金額提示をいただきましたが、意見の一致が見られませんので、継続審議となっております。</p> <p>その後、本日まで、それぞれお考えがあったかもしれませんが、ご意見いただきたいと思います。</p> <p>まずは労働者側から、この全体会議の場をお願いいたします。</p>
<p>種村委員</p>	<p>おはようございます。</p> <p>本日資料を提出させていただきましたので、説明というか主張も含めて話をさせてください。</p> <p>既に中央最低賃金審議会でも使われた数値や、労働局からご準備いただいている数値と重複している部分もあろうかとは思いますが、ご了承いただければと思います。私どもの主張を補完する意味で準備させていただきました。</p> <p>まず2ページになりますが、連合長崎の「2024 春季生活闘争の賃上げ結果」でございます。</p> <p>全体で14,617円、5.06%の賃上げで、昨年と比較しても、4,014円上がっています。</p> <p>特徴的なのは、地場でも12,282円、5.18%と、例年に比べ地場組合が健闘しているということです。</p> <p>ただ、大手との額差は縮まっていないなというところと、地場中小の中で格差が生まれている、広がりつつあると。額・率ともにですね。</p> <p>この点が、今次春闘で生まれた新たな課題だと考えています。</p> <p>以上が、賃上げ結果になります。</p> <p>そして、繰り返しになりますが、この結果は、労働組合のある職場に限った状況であり、労働組合が無い企業では賃金が上がっていないというのが実態で、連合の集計結果が報道された直後からSNSでは「うちは上がっていない。」などと残念な書き込みも目にしたところです。</p> <p>だからこそ、最低賃金による底上げが必要ということを申し上げます。</p>

次のページが2013年以降ですが、本県の最低賃金と連合リビングウェイジの推移になります。

前回の専門部会で金額を提示させていただきました。

リビングウェイジ2023年簡易改定版の長崎県1,060円を2年で到達させる額として81円をお示ししたということです。

リビングウェイジは5年を目途に改定されていますが、近年の物価上昇に対応するため2022年、2023年と簡易改定を行ってきた数値となっています。

連合はこのリビングウェイジへの到達を基本的な考え方として、これまでの最低賃金改定に臨んでいくということで、グラフを見ていただければわかりますが、本県でも以前と比べれば時間額としては縮まってきていますが、近年の働き方改革により労働時間は削減していることを考えれば、総収入としては増えていないだろうということが推測されます。

また、ダブルワークなどの必要に迫られているということも言えるかと思えます。

仮に労側が求める81円の引上げがされたとしても、物価上昇は続いているということになりますので、価格転嫁、最終的にはB to Cが進めば、さらに生計費すなわちリビングウェイジの改定も必要になってくるだろうと。ですから、2年での到達も容易ではないということになります。

続いて4ページ、2013年以降の長崎県最低賃金と連合長崎の賃上げ結果の推移になります。

このページは「額」で比較をしています。

連合長崎賃上げ結果の数値については、賃上げ額（月額）を法定労働時間、173.8で時給換算しています。

2020年の3円引上げを最後に改定の引上げ額は大きくなっていますが、正社員全体の賃上げを上回っているわけでもなく、中小の額を上回っている程度という状況です。

ここでは、あえて173.8時間で算出していますが、「賃金構造基本統計調査」の所定内実労働時間数は全国平均で165時間ですから、実質的にはこの連合長崎の賃上げ額、時給換算は低く見積もっているということにご留意いただければと思います。

次の5ページが、前のページを「率」で比較したものになります。率で見ると、2020年以外は連合長崎の賃上げ結果を上回っています。

このあたりが、使側としては目安も含めて納得がいかない部分だとは思いますが。

しかしこれだけ率で高い最低賃金の引上げが行われても、前のページでご覧いただいたように「額」で見れば小さい。

それだけ、ベースとなる最低賃金そのものが低いということだろうと

思います。

次に、実際の賃金水準はどうなっているのかを見ていきたいと思いません。

この資料は、中央最低賃金審議会でも労側から提出された民間のビッグデータを用いた資料になります。

中央最低賃金審議会の資料でも同様のものが都道府県別で示されていましたが、私の方で最新のデータに更新し、九州他県との比較も加えたものになります。

7ページは長崎県の最低賃金、募集賃金、民間＋ハローワークと民間の比較になります。

全国的に見ても、概ね民間の募集情報の方が高く出るようですが、長崎県も同様になっています。

総じて募集賃金は最低賃金より100円以上も上回っています。

使側も認識されているとは思いますが、既に最低賃金では人を集められなくなっています。

それは長崎県が抱える人口流出が拍車をかけていると考えますし、大幅な最低賃金の引上げがなければ、100円、150円程度の格差ではなくなるんじゃないかなと思います。

ちなみに、ここにあるように最新の民間の募集賃金が1,060円となっています。

リビングウェイジと同額ということで、使側はリビングウェイジの信ぴょう性に疑問を持っていらっしゃるようですが、やはりこの位でないと思わせないということの表れではないかと、私どもは考えています。

最後のページは同様にハローワーク＋民間の募集賃金を九州・沖縄で比較したのものになります。

当然、福岡は高いということですが、間違いではないか問い合わせしたんですが、次いで長崎県となっています。

特に昨年末から相対的に他県の動きと異なり高くなっているということで、昨年の春闘でもすでに人材確保の観点から賃上げがされたということが関係しているかと、これは推測ですが、考えています。まだまだ募集賃金は上がっていくのだろうと思います。

そして、中小零細事業者の中には厳しい経営を余儀なくされている現実があります。1,000円なんて無理、という事業所がある事は承知しています。

しかし、現実として募集賃金は1,000円をもうすでに超えており、この水準で募集できない企業は正常な経営とは言えなくなるのではないかとともに思います。

そういう企業への支援は、国も1,500円を目指しているのであれば当

然必要ですし、私たちも今まで以上に強く働きかけを行っていきたいと思います。

この点は使側と共有できている点かと思えますし、是非とも1,500円を目指すという点も共有いただければと思います。

以上を申し上げて、現時点で前回お示しした81円の引上げを改めて求めたいと思います。

ただし、金額だけでなく、人口流出などの課題に直面している県民へのメッセージとなる、「私たちも上がるんだ。」という期待感を持っていただきたいと思えますし、そのためにも、これからの審議の中でお互いに歩み寄りの主張をし、全会一致ということも追及していきたいと思います。

今日資料を出していただきました、価格転嫁の状況ですね。本県は価格転嫁の交渉すらできていないというのがこのグラフでわかるのではないかと改めて思いましたし、働くための価格交渉、価格転嫁の難しさはあるんでしょうけど、ここで最低賃金が上がればそれも原価計算の根拠になろうかと思えますので、そういう認識を持っているということで主張いたします。以上です。

林部会長

ありがとうございます。

他の労働者側委員から補足等ございましたら。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは使用者側委員からお願いします。

峯下委員

まずは、使用者側のスタンスですけど、提示額の変更は本日予定しておりません。

第1回及び第2回専門部会にて、企業側の苦しさを切々とお話させていただいたんですが、使用者側の弁を述べる一方で、労側・公益からはそれに対するコメントすらいただけていないというふうに、私は思っています。

事業者として、助成金が行き届いていない実態があります。それから、価格転嫁のお話を先ほどもいただきましたけれども、価格転嫁をきちんとやっ払いこうというのは、関係者、公労使、同じベクトルなんですけど、やはり限界がありますということをお話しておかないといけないという事実もはっきり見えてきたと思います。

先ほどの種村委員からの、労使でベクトルを合わせるという部分ですが、藤村会長からのメッセージで、目安の条件がありました。条件は先に書くので、目安はこれだけ上げます、と。要は先取りなんですけど、この条件書は長崎地方がいくらで決まったとしても公労使が同じ意見で、

今年も折り込み方を考えたいと思います。

考えたいというのは、助成金にしても価格転嫁にしても、まだまだ昨年の実態を見てもわかるように、45円引上げる前提で条件をして答申いただきましたけど、先に上げたけれども助成金と価格転嫁はまだまだだったでしょうと、それだけさらに、事業者側が苦しめられたでしょうというのは、はっきりしていることになります。

それと、人口流出とか地域間格差の件で、8月1日から何度も何度も労側から主張が出ますけれども、客観的に見た場合の資料が、皆さんにお配りしませんが、実は令和3年度中央最低賃金審議会資料の中に見解がはっきりとうたっています。

間に合えば事務局のほうでぜひ準備して本日も配っていただきたいと思いますが、令和3年度の資料でありながら、それ以前直近のデータ、資料を引用した部分があるんですけど、タイトルは「最低賃金に関する先行研究・統計データ等の整理について」とあります。

長らく委員をされている方々にご存じだと思いますが、この中で何と言ってるかという、「最低賃金の地域間格差と労働者の地域間移動に与える影響について」とありまして、2つ書いています。

一つ目は、日本では最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響は直接検証した実証研究が見られないというのがまず一つ。

二つ目に、地方出身者の東京圏への移動理由は仕事だけではなく、進学や家族に関連した移動もあること。

それから、最低賃金の影響を主に受ける労働者、いわゆる非正規・中高卒等や最低賃金近傍労働者は、それ以外の労働者と比較して就職や転職等を理由とした地域間移動が少ないことに留意が必要とはっきり書いています。

東京一極集中の是正を考える上では、最低賃金以外の要素も含めて検討していくことが大事ですよと書いています。

個人的にいろいろ考えるんですけど、最低賃金を目当てに他県に働きに行きますかと言いたくなります。

例えば東京・埼玉で県境の向こうに職場があります、もう歩いてすぐですと言うのであれば私も聞いたことがあるので、それはそうでしょう。10円とか20円高いところに、と言いたくなりますよ。だって、どっちで働こうか通勤距離は同じだし、という感覚は分かります。しかし、長崎県で考えた場合、そんな所があるんでしょうか。もしかしたらごく稀にあるかもしれませんが。そこが県境です、と。でも、それは一体どこなんだろうと考えてしまいます。もしかして、福岡、熊本、佐賀県辺りはあるかもしれませんが。でも長崎県では考えづらい。もしくは、あっても本当にレアケースではないでしょうか。

	<p>なので、人口流出、人口流出って言われますけれども、最低賃金を目当てに人口流出っていうのは違うかな、と考えるのが普通ではないでしょうか。</p> <p>それと、募集賃金の話がありましたけれども、改めて申し上げますが、募集賃金については各社の選択肢です。良い人材を取りたい。人手を確保したい。他にも理由はあるでしょうが、これはあくまでも8月1日から申し上げているように、各社の選択肢であります。</p> <p>ところが最低賃金というのは、選択肢でもなんでもなく、強制法規ですから、それを守らないと罰せられるという法的な賃金ですので、そこを使用者側としては一緒にしたくないと考えています。</p>
<p>林部会長</p>	<p>その他、使用者側委員の皆様から補足の意見などありますか。</p>
<p>使用者側委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>林部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。双方からご意見をいただきました。金額について、使用者側からはプラス28円の変動なさそうということでしたけれども、労働者側委員はプラス81円からの変動はいかがですか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>今の時点で81円です。あとは個別協議の中でお願いします。</p>
<p>林部会長</p>	<p>今の時点では、そういうことでわかりました。</p>
<p>種村委員</p>	<p>一点だけ、お話をさせてください。</p> <p>最低賃金のみが人口流出の原因だということは、もちろん申し上げていませんし、毎回そのことはご説明させていただいています。</p> <p>だから、最低賃金だけ上げれば人口流出がぴたっと止まる、そういうことはないのだと認識しています。</p> <p>ただ、おっしゃったように、いろいろな要素で人口流出があるんだろうと、それは要するに、最低賃金にも影響してくるのかなとは思っております。</p> <p>それから、県境などで特徴的に最低賃金が高いほうに人が動くということは実際にあるんです。特徴的にですけど。</p> <p>また、その地域のスーパーとか、例えば佐賀県との県境で言えば、佐賀県に合わせますという長崎県内のスーパーもあります。</p> <p>うちの労働組合もスーパーなんかあるんですけど、「佐賀県の最低賃金が上がれば間違いなくうちは上がります。」というところもあるので、そういう意味では引っ張られているという要素は十分あるんだろうと思</p>

	<p>ます。</p> <p>もう一点お伺いしたかったのは、価格転嫁も限界があるとおっしゃいました。ただ、まだまだかなとも言われたんですけど、限界にかなり近づいているという認識でしょうか。</p> <p>価格転嫁のほうからお話します。価格転嫁で、14団体が締結したのは去年の6月ですよ。</p> <p>当時と今では、認知度含めて全然違ってまして、この前も8月1日にお話ししましたが、経済団体としても連合さんには最初とても感謝しておりまして、何を言いたいかという、徐々に浸透してきて、さらに発展していているところであり、だから道半ばって言葉が各種資料に出てきます。これは、こちら側としても、どんどんやるべしというところはベクトルが合っています。</p> <p>ただ、私が難しいと8月1日に話したのは、自由競争で以前から「10社の中からどこかを選びます。」という状況だと、価格転嫁をどうやってするんですかってところが非常に説明しづらい。価格転嫁したいという業者さんは説明しづらいんじゃないかと思います。自由競争なんでね。</p> <p>████████████████████ ████████████████████ ████████████████████</p> <p>それから、一般消費者のところ、皆さん同じ意見なんでしょうけど、機運を高めていかないと、知らず知らずに値上げ、価格転嫁で支払っていくんでしょけど、それが以前より高くなっていると思うと、一般消費者は違う選択肢を選ぶんじゃないかなと思いますし、そこがなかなか難しいところかなと、全体として思います。経済を回していけばいいということはわかるんですけど、そういうところはまだまだ道半ばかなと思います。</p> <p>また、県境の話については、極まれな話で、長崎の場合は離島等抱えていますし、レアケースかなと思って聞かせていただきました。</p>
林部会長	<p>ほか、よろしいですか。</p> <p>では、個別協議に入らせていただいて、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
林部会長	<p>それでは、これから個別協議に入らせていただきたいと思います。</p> <p>どちらからいたしますか。</p> <p>では、労働者側から個別協議をさせていただきたいと思います。使用</p>

池田指導官	者側委員の皆様は、別室へ移動をお願いします。
使用者側委員	<p>これから、個別協議に入りますので、傍聴の方は控室にご案内します。 また三者協議に戻ります際には、傍聴の方はこの会場に戻っていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p><退室></p> <p>これより</p> <p>〔 公・労 協 議 を 1 回、 公・使 協 議 を 1 回 行 う。 〕</p>
林部会長	<p><個別協議終了、全体協議を再開></p> <p>大変お待たせしました。 それでは、全体協議を再開したいと思います。 本日は、労使双方から考え方、主張等をお聞きの上、個別協議をいたしまして、金額面について個別にお話を伺いました。 その結果、全会一致には至りませんで、これ以上の歩み寄り、本日は難しいと判断しました。したがって、継続審議といたします。</p>
(2) その他 林部会長	それでは、事務局からお願いします。
山本室長	<p>次回の専門部会の日程等について、ご説明いたします。 本日は継続審議となりましたので、次回は8月16日（金）17時30分より第4回専門部会を開催したいと思います。 引き続きまして、その後に第3回本審をこの場所において開催したいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
林部会長	<p>ただ今、今後の日程について事務局より確認がありました。 何かこの件に関しましてご質問、確認等はございますでしょうか。</p>

各委員	＜質問なし＞
林部会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次回第4回専門部会は、8月16日（金）午後5時30分よりこの会議室にて開催いたします。</p> <p>次回も円滑な審議運営に御協力いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>なお、議事録の確認につきましては、公益委員は私、労働者側は種村委員、使用者側は峯下委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、本日の専門部会を終了させていただきます。お疲れさまでした。</p>